

## 2 個別論点

### （5）一時生活支援のあり方

#### 【現状の評価と課題】

- 平成15年度から実施されてきたホームレス対策は、法の施行により自立相談支援事業・一時生活支援事業として改めて位置づけられ、広く一定の住居を持たない生活困窮者を対象として、包括的な支援を提供する枠組みとなった。これにより、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に定めるホームレス数が減少傾向にある中、高齢化・路上生活の長期化等の課題もある一方で、ホームレスが確認されない自治体・小規模自治体においても一時生活支援事業の実施が着実に広がってきている。

（実績）

- ・ 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に定めるホームレスの数 25,296人（H15）→6,235人（H28）
- ・ 一時生活支援事業実施自治体 57（H26年度）→176（H27年度）→236（H28年度）
- ・ 一時生活支援事業実施自治体のうち、ホームレスが確認されていない自治体の割合 14.0%（H26年度）→43.2%（H27・28年度）
- ・ 人口15万人未満自治体における一時生活支援事業実施自治体数 10（H26年度）→100（H27年度）→132（H28年度）
- ・ 巡回相談（自立相談支援事業）の実施自治体 53（H26年度）→80（H27年度）

- 「広く一定の住居を持たない生活困窮者」は、離職して間もない人から路上生活が長い人まで、様々な状態像の人が含まれる。そのため、一時生活支援事業の利用後に就労自立を果たすケースと、施設入所、入院や生活保護適用となるケースがある。

（実績）

- ・ 一時生活支援事業の利用者の年齢層 40代、50代でそれぞれ22%、30代が17%
- ・ 一時生活支援事業利用後の状況（自立支援センターの場合）福祉等の措置32%、就職31%
- ・ 同（借上型シェルターの場合）福祉等の措置63%、就職14%

- 生活の場である一時生活支援事業の利用を通じて、支援対象者の多角的なアセスメントが可能となるとともに、支援対象者と支援を行う側が信頼関係を築く基盤となっている。

## 【論点】

### （一時生活支援事業のあり方）

- 一時生活支援事業のうち借り上げ型シェルターにおいては、自立支援センターや設置型シェルターと異なり、恒常的に利用があることを想定していないため常駐の支援員は配置していない。利用者の支援については自立相談支援機関に配置されている支援員が出向いて対応しているが、ホームレスの高齢化・路上生活の長期化も踏まえ、効果的に自立支援が行われるにはどのようなことが考えられるか。

### （広域実施と都道府県の役割）

- 一時生活支援事業の広域実施をより進めることが重要ではないか。その際に都道府県が果たすべき役割も含めて検討すべきではないか。

※一時的でなく長期継続性のある居住支援については次節にて整理。

## (6) 居住支援のあり方

### 【現状の評価と課題】

- 「住まい」は、単にハードとしての「住宅・住居」の役割にとどまらず、家庭を育み、地域社会とのつながりを持ちながら生活していく「拠点」としての重要な役割があり、その確保が自立の基盤となる。
- 従来より住宅行政における住宅セーフティネットとして、公営住宅のほか、民間住宅を活用した借上公営住宅、地域優良賃貸住宅等が供給されてきた。また、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第10条に基づく居住支援協議会による支援も行われてきた。現在、国土交通省においては、こうした住宅セーフティネット機能の強化に向けた関連法案が国会へ提出されている。

(実績)

- ・ 公営住宅の管理戸数 (H26 年度) 約 216 万戸
- ・ 民間賃貸住宅に居住する高齢者世帯数 (H25 年度) 約 162 万世帯
- ・ 居住支援協議会の設置状況 (平成 29 年 1 月末現在) 47 都道府県 17 区市町

- 生活困窮者にとっては、住まいを確保するに当たり家賃負担の問題に加え、連帯保証人、緊急連絡先の確保等の様々な課題がある。住居確保給付金により一時的に支援を行えば自立が可能となる世帯もあるが、本来的に長期継続性のある「住まう」という面についての具体的な支援メニューは現行法にはない。特に連帯保証人や緊急連絡先の課題は、身寄りがない等の社会的孤立に起因すると考えられ、住宅確保だけでなく就職や入院等の場面でも課題となっている。

(実績)

- ・ 高齢者の入居に対して拒否感を有する大家の割合 60%
- ・ 連帯保証人の確保に困った経験のある人 8.4%

- 居住支援協議会の取組や、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」、居住支援に先進的に取り組む事例等からは、
  - ・ ハードとしての住居だけでなく、必要に応じた生活支援を付

けることによって保証の問題も解消する等、生活支援とハード面を一体的にした居住支援のニーズがあるのではないかと、こうした生活支援を誰がどのように提供するのか、といった論点が出てきている。

## 【論点】

### （居住支援の必要性と検討すべき点）

- 生活困窮者自立支援において居住支援は不可欠な要素ではないか。その際、住居の供給に関わる民間事業者も含め、住宅分野の政策と一体的に進めていく必要があるのではないかと。
- 支出に占める家賃負担が大きい場合、本人が希望すれば、転居は家計改善において効果的な手段となるが、低廉な家賃の住宅は限定されており、特に高齢者の転居は入居拒否等の様々な課題が存在する。こうした現状を踏まえ、どのような支援が考えられるか。
- 身寄りがなく、収入の見通しが立たない生活困窮者は民間賃貸物件に入居することが難しい。自立支援や地域の見守りがしっかりと付いていることで、入居しやすくなるのではないかと。
- 基礎自治体での居住支援協議会設置が推進されており、この動きと併せて、日々の相談支援の中で支援ニーズを把握している自立相談支援機関が主体的に居住支援を行うことや、都道府県の居住支援協議会との間で関係づくりをしていくことなどが重要ではないかと。また、空き家の活用と連携していくことも重要ではないかと。
- 「住まう」という概念には期間設定がなじまない。仮に居住支援を一つの事業とする場合、どこまでを制度の中の支援と位置付けるべきか。
- 生活困窮者に対する居住支援の検討に当たっては、生活保護受給者も含めて利用している無料低額宿泊所のあり方との関連も念頭に置くべきではないかと。

(住宅手当(家賃補助)等)

- 家賃補助は、高齢者だけでなく、現役の稼働年齢層や若年層、厳しい家庭環境にあって自立できる年齢に達している子どもに対する効果的な支援の一つとして、国土交通省において関連法案が国会へ提出されている新たな住宅セーフティネットの家賃補助制度に期待しつつ、十分に活用できるよう厚生労働省・国土交通省間でしっかりと課題を共有しながら、施策実施に向けて共に進めていくべきではないか。また、居住支援法人の創設等、家賃補助制度以外の事項も含め、新たな住宅セーフティネットの活用のための具体的方策を検討していくべきではないか。

(その他)

- 連帯保証人や緊急連絡先の課題は、賃貸住宅への入居や就職、入院等の場面で顕在化しているが、社会的孤立が広がる中で民—民間の契約における信用や保証の裏付けを今後どのように考えていくかという大きな問題であり、社会全体としてこれをどう考えていくか。